

第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)返還方式変更届

独立行政法人
日本学生支援機構理事長 殿

下記のとおり、返還方式の変更をお願いします。
返還方式を変更し、奨学金返還に係る割賦金及び返還回数が変更されることを理解したうえで、独立行政法人日本学生支援機構(以下、「機構」という。)の第一種奨学金返還方式変更届を下記のとおりお付けします。
また、「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更には、機構が私の所得情報を把握し、以下に記載する奨学生番号の返還に係る割賦の方法を月賦返還としたうえで割賦金を算出すること並びに従来の割賦金及び返還回数が変更されることに同意し、個人番号(マイナンバー)を提出します。
なお、返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容に加えて、返還方式の変更に係る一切の債務に関しても、確認書並びに返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

記入日	(西暦) 年 月 日	生年月日	(西暦) 年 月 日
奨学生番号		フリガナ	印
6	1	0	
国・地域		学校名	学部・研究科名

私は、貴機構の第一種奨学金の返還方式について、

定額返還方式
 所得連動返還方式

↑
いずれかを○で囲んでください。

への変更を届け出ます。

- (注1) 「返還方式」は、貸与期間中の一定期間変更が可能です。提出期限は必ず機構に確認してください。
貸与期間終了後は「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更のみ可能です。(本様式とは別の様式での申請となります。)
- (注2) 「所得連動返還方式」においては奨学金返還の際の割賦方法は月賦返還のみとなるため、返還誓約書提出時に月賦・半年賦併用返還を選択している場合、「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更とともに、自動的に月賦返還へ変更されます。
また、「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更を行った場合も、月賦返還が適用されます。
- (注3) 「所得連動返還方式」へ変更した場合、後日、個人番号(マイナンバー)の提出が必要になります。提出が確認できない場合、「定額返還方式」が適用されます。

■本人が未成年者の場合のみ記入

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親権者又は未成年後見人	〒 住所 (親権者・未成年後見人) 氏名 (自署)	電話番号 (昭和・平成) 生年月日 年 月 日
	〒 住所 (親権者) 氏名 (自署)	電話番号 (昭和・平成) 生年月日 年 月 日

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず二名とも記入してください。いずれかがいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。未成年後見人がいる場合は、未成年後見人が自署・押印してください。奨学金申込時の「親権者又は未成年後見人」から変更されている場合は、余白にその旨を記入してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、奨学金貸与業務(返還業務を含む)、奨学金給付業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。
機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。
また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。